

館山市における
太陽光・風力発電設備の設置に関する
各種手続き情報

館山市役所
建設環境部 環境課
平成30年6月作成
令和4年6月更新

本紙は、太陽光発電設備や風力発電設備の設置及びそれに係る工事に関し、館山市役所で必要な手続きをまとめたものです。
 実際の手続きや該当の有無等の詳細につきましては、各担当部署にお問い合わせください。

担当別 手続き等一覧

担当部署	頁	見出し	根拠法令
環境課	1	土砂等の埋立て、一時的なたい積の許可	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	1	騒音・振動を発生させる工事への規制	騒音規制法 振動規制法 館山市公害防止条例
建設課	2	道路・河川・法定外公共物の占用・工事に対する許認可	道路法 河川法 館山市法定外公共物管理条例
建築施設課	2	建築物又は工作物の建築確認申請	建築基準法
雇用商工課	3	一定規模以上の工場を新設または変更する場合の届出	工場立地法
生涯学習課	3	埋蔵文化財包蔵地内での工事の届出	文化財保護法
	9	文化財の現状変更をする場合の許認可・届出	文化財保護法、同法施行令、千葉県文化財保護条例、館山市文化財の保護に関する条例
都市計画課	4	土地売買等における事前の届出・申出	公有地の拡大の推進に関する法律
	4	土地売買等に伴う事後届出	国土利用計画法
	5	開発許可	都市計画法 館山宅地等開発事業に関する指導要綱
	5	宅地造成区域内での工事の許可(不要)	宅地造成等規制法
	8	景観条例に基づく届出について	景観法 館山市景観条例
農業委員会事務局	6	農地を別の用途に変更する際の許可(農地転用)	農地法
農水産課	6	森林の土地の所有者届出制度	森林法
	7	民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出	森林法
	7	農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律
	8	漁港区域内における占用許可	漁港漁場整備法

対象別 手続き等一覧

区分	頁	見出し	根拠法令
土地に関する手続	4	土地売買等における事前の届出・申出	公有地の拡大の推進に関する法律
	4	土地売買等に伴う事後届出	国土利用計画法
	5	開発許可	都市計画法 館山宅地等開発事業に関する指導要綱
	6	森林の土地の所有者届出制度	森林法
	7	民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出	森林法
	6	農地を別の用途に変更する際の許可(農地転用)	農地法
	7	農用地区域からの除外	農業振興地域の整備に関する法律
	3	埋蔵文化財包蔵地内での工事の届出	文化財保護法
	8	漁港区域内における占用許可	漁港漁場整備法
工事に関する手続	2	道路・河川・法定外公共物の占用・工事に対する許認可	道路法 河川法 館山市法定外公共物管理条例
	5	宅地造成区域内での工事の許可(不要)	宅地造成等規制法
	1	土砂等の埋立て、一時的なたい積の許可	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例
	1	騒音・振動を発生させる工事への規制	騒音規制法 振動規制法 館山市公害防止条例
	8	景観条例に基づく届出について	景観法 館山市景観条例
施設に関する手続	3	一定規模以上の工場を新設または変更する場合の届出	工場立地法
	2	建築物又は工作物の建築確認申請	建築基準法

土砂等の埋立て、一時的なたい積の許可

部署名	環境課	
係名	環境対策係	
電話番号	0470-22-3352	
根拠法令	館山市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	
区分	許認可	
概要	事業用地を造成するために土砂等の埋立て、一時たい積を行う場合、土砂等による土壌汚染、土砂災害の防止のために、事前に許可が必要になります。	
	要件1	面積:500~3,000㎡ かつ 土量:250㎡ (かつ たい積期間:3ヵ月超)
	要件2	土砂であること(再生砕石, 改良土は対象外)
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/kurashi/cate000095.html	
備考	<p>次の場合、千葉県の管轄となります。詳細は千葉県にお問い合わせください。</p> <p>土砂の場合……事業面積3,000㎡以上 再生土の場合…事業面積500㎡以上</p>	

騒音・振動を発生させる工事への規制

部署名	環境課	
係名	環境対策係	
電話番号	0470-22-3352	
根拠法令	騒音規制法・振動規制法・館山市公害防止条例	
区分	規制	
概要	騒音・振動が発生する特定の建設作業(造成や解体工事など)に対し、規制基準があり、届出の義務があります。	
	要件1	都市計画用途区域内 又は 病院・学校等から80メートル以内
	要件2	規程された機械を使用して、2日以上作業する
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/kankyoku/page100090.html	
備考		

道路・河川・法定外公共物の占用・工事に対する許認可

部署名	建設課	
係名	管理係	
電話番号	0470-22-3631	
根拠法令	道路法、河川法、館山市法定外公共物管理条例	
区分	許認可	
概要	道路、河川、法定外公共物を継続して使用しようとする場合は管理者に申請をし、許可を受けなければなりません。 また、道路、河川、法定外公共物を工事しようとする場合も同様に管理者に申請をし、承認(許可)を受けなければなりません。 なお、占用については占用料を徴収します。	
	要件1	道路、河川、法定外公共物を占用する場合
	要件2	道路、河川、法定外公共物を工事する場合
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/kensetu/index.html	
備考	<p>館山市内において、国道(127号を除く)、県道、2級河川は安房土木事務所、国道127号は千葉国道事務所木更津出張所が申請先となります。</p> <p>*「法定外公共物」とは…里道や普通河川、水路、ため池などのうち公(国、地方公共団体等)のもの。</p>	

建築物又は工作物の建築確認申請

部署名	建築施設課	
係名	計画管理係	
電話番号	0470-22-3751	
根拠法令	建築基準法第6条第1項、第88条第1項	
区分	許認可	
概要	新エネルギー施設等を建設する際に、それらの装置等を格納するもの又は支持するものが、建築基準法で規定する建築物又は工作物に該当し、申請規模要件の適用があれば、建築前に建築確認申請を提出し、建築確認を受けなければなりません。	
	要件1	建築物の定義は建築基準法第2条第1号、申請規模要件は建築基準法第6条第1項。工作物の定義及び申請規模要件は、建築基準法施行令第138条第1項。
	要件2	
HP	—	
備考	<p>《留意点》 館山市内を管轄する特定行政庁は千葉県です。 太陽光発電設備等で、一定の電気工作物に該当する場合等は「建築物」に該当せず「建築確認申請」は不要となる場合がありますが、設置者は、設備を設置することの安全性等について十分に配慮してください。 なお、確認申請に関する技術的問い合わせは、千葉県の出先機関である安房土木事務所建築宅地課(電話番号0470-22-4340)へ問い合わせてください。 また、特定行政庁宛てに確認申請する場合の書類の提出先は館山市になります。</p> <p>《参考》 太陽光発電設備に係る技術的助言(国住指第4936号 H23.3.25、国住指第1949号 H23.9.30、国住指第1152号 H24.7.4)</p>	

一定規模以上の工場を新設または変更する場合の届出

部署名	雇用商工課	
係名	雇用定住係	
電話番号	0470-22-3136	
根拠法令	工場立地法	
区分	規制	
概要	<p>特定工場は生産施設面積率, 緑地率, 環境施設面積率等を定めた準則を守るよう義務付けられています。 ※特定工場…製造業, 電気・ガス・熱の供給業にかかる工場・事業所のうち下記要件1に該当するもの</p>	
	要件1	敷地面積9,000平方メートル以上又は建築面積3,000平方メートル以上
	要件2	工事着手日の90日前までに届け出る
HP	—	
備考	<p>経済産業省HP http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/index.html 千葉県HP https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/koujorich/index.html</p>	

埋蔵文化財包蔵地内での工事の届出

部署名	教育委員会生涯学習課	
係名	文化財係	
電話番号	0470-22-3698	
根拠法令	文化財保護法	
区分	届出	
概要	<p>土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、周知されている埋蔵文化財包蔵地の現況を変える工事を行う場合は届出が必要となります。(文化財保護法第93条)</p>	
	要件1	周知の埋蔵文化財包蔵地である場合
	要件2	届出は工事着手60日前に必ず提出
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/syougaijaku/page000367.html	
備考	<p>周知の埋蔵文化財包蔵地であるかの判断は「ちば情報マップ ふさの国文化財ナビゲーション」で確認できます。 HPアドレス https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/Portal</p>	

土地売買等における事前の届出・申出

部署名	都市計画課	
係名	都市計画係	
電話番号	0470-22-3640	
根拠法令	公有地の拡大の推進に関する法律	
区分	規制	
概要	土地を有償で譲渡(売買、交換等)しようとする場合は、譲渡しようとする契約前に館山市長へ届出が必要になります。 また、地方公共団体に土地の買取りを希望する場合は、館山市長へ申出ることができます。	
	要件1	【届出】(都市計画施設外)面積10,000㎡以上、(都市計画施設内)面積200㎡以上
	要件2	【申出】面積100㎡以上
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/tosikeikaku/page100000.html	
備考		

土地売買等に伴う事後届出

部署名	都市計画課	
係名	都市計画係	
電話番号	0470-22-3640	
根拠法令	国土利用計画法	
区分	届出	
概要	対価が伴う土地売買等が行われた場合、取得者は契約後2週間以内に千葉県知事へ届出が必要になります。	
	要件1	面積5,000㎡以上
	要件2	
HP	http://www.pref.chiba.lg.jp/youchi/tetsuzuki/tochitorihiki/jigo.html	
備考		

開発許可

部署名	都市計画課	
係名	都市計画係	
電話番号	0470-22-3640	
根拠法令	都市計画法、館山市宅地等開発事業に関する指導要綱	
区分	許認可	
概要	太陽光発電設備又はその付属施設が建築物に該当し、開発行為として取り扱われる場合には千葉県知事による開発許可が必要になります。その場合、館山市との事前協議も併せて必要になります。	
	要件1	面積3,000㎡以上(開発許可)
	要件2	面積1,000㎡以上3,000㎡未満(届出)
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/soumu/page021081.html	
備考	事業面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の場合は、館山市宅地等開発事業に関する指導要綱に基づく届出が必要になります。	
	<p>なお、館山市は市内全域を都市計画区域としているため、都市計画区域以外の区域における開発行為(1ha以上)の許可及び宅地開発事業(1ha未満)の設計確認は該当しません。</p> <p>【千葉県ホームページ】 (千葉県)http://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/kaihatsukoui/kisei/kaisetsu-01.html (P.15参照)</p>	

宅地造成区域内での工事の許可

部署名	都市計画課	
係名	都市計画係	
電話番号	0470-22-3640	
根拠法令	宅地造成等規制法	
区分	許認可	
概要	館山市は、千葉県から宅地造成規制区域の指定を受けていません。	
	要件1	
	要件2	
HP	—	
備考		

農地を別の用途に変更する際の許可(農地転用許可)

部署名	農業委員会事務局	
係名	農地係	
電話番号	0470-22-3539	
根拠法令	農地法	
区分	許認可	
概要	農地を転用し、太陽光発電設備等を設置する際に、県知事の許可が必要になります。	
	要件1	
	要件2	
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/nougyou/page000753.html	
備考		

森林の土地の所有者届出制度

部署名	農水産課	
係名	耕地係	
電話番号	0470-22-3397(内線602、603)	
根拠法令	森林法第10条の7の2第1項	
区分	届出	
概要	届出は、所有者となった日から90日以内に届出をする必要があります。 なお、相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に法定相続人の共有物として届出をする必要があります。	
	要件1	地域森林計画対象民有林となっている土地
	要件2	
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/nousuisan/page100014.html	
備考	国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を行った場合は、不要となります。	

民有林に係る伐採及び伐採後の造林の届出

部署名	農水産課	
係名	耕地係	
電話番号	0470-22-3397(内線602、603)	
根拠法令	森林法第10条の8第1項	
区分	届出	
概要	地域森林計画の対象となっている民有林(保安林等は除く)の立木を伐採する場合、森林の所有者もしくは立木買受人が届出を行う必要があります。	
	要件1	地域森林計画対象民有林(保安林等を除く)の区画内
	要件2	
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/nousuisan/page100015.html	
備考	<p>まず、伐採・開発しようとしている場所が対象の民有林(保安林等を除く)の区画内かどうかを確認していただく必要があります。 これは農水産課内にて確認が取れます。 また、地目が山林でない、現状で山林ではないという場合でも対象の民有林に含まれている場合があります。 届出は伐採を開始する日の前90日から30日までの間に提出してください。</p> <p>保安林に指定されている場合は、市を經由して千葉県(南部林業事務所)へ届出を行います。</p>	

農用地区域からの除外

部署名	経済観光部 農水産課	
係名	農政係	
電話番号	0470-22-3396	
根拠法令	農業振興地域の整備に関する法律	
区分	申立	
概要	農用地区域に指定された土地は、農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできません。 農業以外の目的で使用する場合には農用地区域からの除外の手続きが必要となります。 (ある一定の要件を満たしていなければ除外は認められません)	
	要件1	農用地区域内
	要件2	
HP	http://www.city.tateyama.chiba.jp/soumu/page021068.html	
備考	開発しようとしている場所が農用地区域内かどうかを確認していただく必要があります。これは農水産課内で確認が取れます。	

漁港区域内における占用許可

部署名	農水産課	
係名	漁政係	
電話番号	0470-22-3396	
根拠法令	漁港漁場整備法	
区分	許認可	
概要	水域又は公共空地において工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとする場合、占用許可が必要となります。使用しようとする場合は事前に許可が必要となります。	
	要件1	漁港区域内
	要件2	
HP	—	
備考	館山市の管轄する漁港区域は、下原漁港(香・塩見・浜田)、見物漁港(見物)、波左間漁港(波左間)、坂田漁港(坂田)、栄の浦漁港(洲崎)、洲崎漁港(洲崎)、川名漁港(西川名)、伊戸漁港(伊戸)の指定区域となります。	

景観条例に基づく届出について

部署名	都市計画課	
係名	都市計画係	
電話番号	0470-22-3640	
根拠法令	景観法, 館山市景観条例	
区分	規制	
概要	景観を維持するため、特定の建築等の行為について制限を設けています。	
	共通要件	景観計画区域(館山市内全域)
	太陽光発電要件	築造面積(施設自体の水平投影面積)が500㎡超の施設の新設
	風力発電要件	高さ10m超の施設の新設
HP	https://www.city.tateyama.chiba.jp/tosikeikaku/page100149.html	
備考	上記要件に該当した場合、館山市景観条例に基づき、行為の内容について、館山市への届出が必要となります。 届出内容について、館山市景観計画に記載されている、「景観形成基準」に適合するかどうかの審議を行います。 審議の結果、景観形成基準に適合しない行為については、計画内容の変更をしていただくこととなります。	

指定文化財の現状変更をする場合の許認可・届出

部署名	教育委員会生涯学習課		
係名	文化財係		
電話番号	0470-22-3698		
根拠法令	文化財保護法、同法施行令、千葉県文化財保護条例、館山市文化財の保護に関する条例		
区分	許認可、届出		
概要	国、県、市の史跡名勝記念物等の指定文化財の現状変更をする場合は許可が必要です。 登録有形文化財の現状変更をする場合は届出が必要です。		
	要件1	史跡名勝記念物等の指定文化財である場合	
	要件2	登録有形文化財である場合	
	要件3	現状を変更し、その保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合	
HP	—		
備考	<p>1. 文化庁長官又は千葉県教育委員会又は館山市教育委員会の許可が必要な事項 以下の行為を行おうとする場合には、文化庁長官又は千葉県教育委員会又は館山市教育委員会の許可を受ける必要があります。申請窓口は市町村教育委員会となります。 (1) 重要有形文化財、県指定有形文化財、市指定文化財に関しその現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき(法第43条第1項、県条例第14条第1項、市条例第12条第1項) (2) 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき(法第125条第1項、県条例第38条第1項、市条例第12条)</p> <p>2. 文化庁長官又は千葉県教育委員会への届出が必要な事項 (1) 国登録有形文化財の現状変更をしようとする場合は、文化庁長官又は千葉県教育委員会への届出が必要であり、届出窓口は市町村教育委員会となります。(法第64条、法第133条)</p>		